

答 申

1 審査会の結論

実施機関が、平成 13 年 8 月 8 日付けでした、情報公開委員会の公募委員に応募した者の作文（ただし、非開示決定通知書及び不服申立書等においては、「小論文」と表示している。以下「本件各文書」という。）を非開示とした決定（以下「本件決定」という。）は、相当である。

2 異議申立ての経緯

異議申立人は、武蔵野市情報公開条例（以下「条例」という。）第 8 条に基づき、平成 13 年 7 月 30 日実施機関に対し、本件各文書の開示を請求したが、実施機関は、同年 8 月 8 日、本件各文書は条例第 9 条第 2 号に規定する個人情報に該当するとして本件決定を行い、その後において、本件各文書は、条例第 9 条第 6 号に規定する行政運営情報にも該当すると主張した。これに対して、異議申立人は、本件各文書のうち個人を識別できる住所、氏名などの情報の開示を求めているので個人の権利利益を害することにはならず、本件各文書は条例第 9 条第 2 号に該当しないから、本件決定を取消し、本件各文書のうち、応募者の住所、氏名、生年月日、電話番号を除く部分を開示する旨の決定を求めて、本件異議申立てを提起したものである。また、異議申立人は、公募委員に応募する者は、自己の意見を積極的に提供したいと考えるのであるから、公表したからといって市との信頼関係を損なうおそれはない等として、本件各文書は条例第 9 条第 6 号にも該当しないと主張したものである。

3 審査会の判断

本件各文書は、条例によって新たに設置された情報公開委員会の公募委員（2 名）の募集に応じて 12 名の者から提出された「市の情報公開に望むこと」と題する作文である。そして、当該委員の募集については、作文を公表する旨を明示して募集する方法もあり

えたが、平成 13 年 6 月 15 日付け「市報むさしの」によって行われた募集の記載内容によれば、上記作文に住所、氏名、生年月日、電話番号を明記して提出する旨の記載はあるが、応募された作文の扱いについてはなんら触れられておらず、当該作文を公表する旨の記載はないことが認められる。

そうだとすれば、応募者は、自己の提出した作文が後に公表されるとは考えないのが普通であり、むしろ公表されないことを前提として応募し、作文の内容もなんら制約されることなく、自由な発想のもとで記述されたものと考えられる。したがって、このような各応募者の意向を無視して、市が本件各文書を勝手に公表するとすれば、各応募者と市との間の信頼関係を損なうことになり、今後とも行われるであろう各種委員の公募などの事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすことになるのは明らかである。

この点について、異議申立人は、公募委員に応募する者は、自らの意見を積極的に提供したいと考えるのであって、その意見を明らかにされては困るなどとは考えていないと主張する。しかし、提出した自己の作文が後に公表されるかどうかによって、その内容、記載の仕方や表現に違いがでるであろうことは容易に推測できることであるから、異議申立人の主張は理由がない。

よって、本件各文書は、条例第 9 条第 6 号に規定する行政運営情報に該当するので、その余の点を検討するまでもなく、非開示とするのが相当である。

4 審査の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 13 年 10 月 10 日	諮問（第 1 回審査会）
平成 13 年 10 月 29 日	実施機関より理由説明書收受
平成 13 年 11 月 6 日	審議（第 2 回審査会）
平成 13 年 11 月 26 日	異議申立人より意見書收受
平成 13 年 12 月 7 日	審議（第 3 回審査会）
平成 13 年 12 月 11 日	実施機関より補充説明書收受
平成 13 年 12 月 26 日	異議申立人より実施機関の補充説明書 に対する意見書收受
平成 14 年 1 月 9 日	審議（第 4 回審査会）
平成 14 年 2 月 1 日	審議（第 5 回審査会）